

食品リサイクル法の概要 (平成12年法律第116号[平成19年12月改正])



食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している**食品廃棄物**について、**発生抑制**と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、**飼料や肥料等**の原材料として**再生利用**するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進。

○主務大臣による基本方針の策定 (令和元年7月)

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

○再生利用等の促進①

- 主務大臣による判断基準の提示 (省令)
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・発生抑制の目標設定 等

※食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。

※食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって、講ずるべき措置

- ・食品の製造・加工過程…原材料の使用の合理化
- ・食品の流通過程…食品の品質管理の高度化その他配達及び保管の方法の改善
- ・食品の販売過程…食品の売れ残りを減少させるための工夫
- ・食品の調理・食事の提供過程…調理方法の改善、食べ残しを減少させるための工夫

等

○再生利用等の促進②

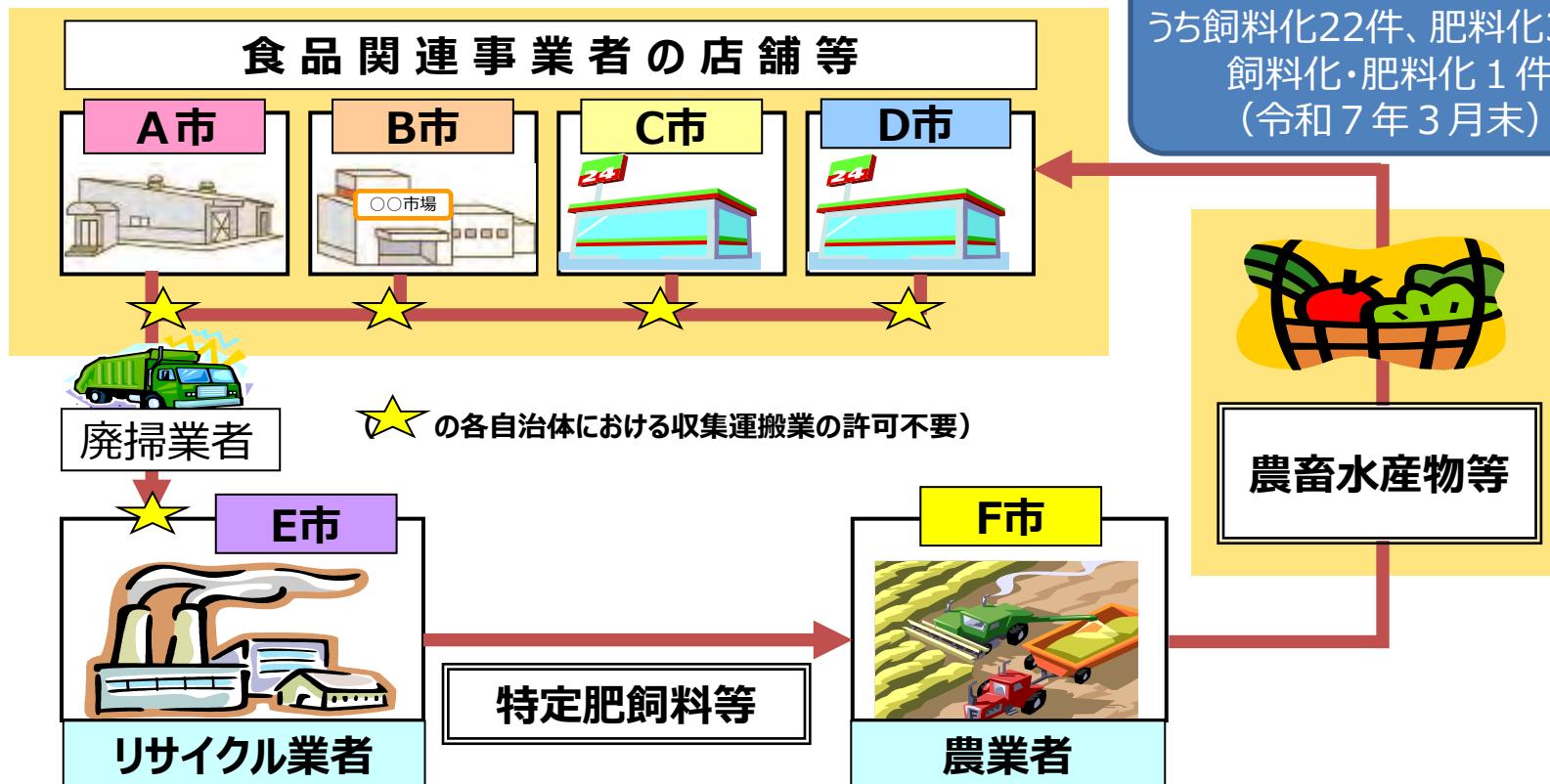
- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務
(発生量が年間100トン以上の者)
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例 (食品リサイクル・ループ) の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
- ・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金
(取組が著しく不十分な場合)

食品リサイクルループの推進（再生利用事業計画認定制度）

- ✓ 食品関連事業者から発生する廃棄物から肥料・飼料を生産し、それを用いて生産した農産物等を食品関連事業者が取り扱う、食品リサイクルループの形成を推進。
- ✓ 食品関連事業者とリサイクル業者、農業者等の3者が連携して策定した食品リサイクルループの事業計画について、主務大臣の認定を受けることにより、廃掃業者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可（一般廃棄物に限る。）が不要となる特例を活用することが可能。



循環型社会を形成するための法体系



環境基本法

H6.8 完全施行

環境基本計画

H24.4 全面改正公表

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組法）

H13.1 完全施行

循環型社会形成推進基本計画

H15.3 公表
R6.8 第5次計画策定

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

< 廃棄物の適正処理 >

廃棄物処理法

H29.6 一部改正

- ① 廃棄物の発生抑制
- ② 廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）
- ③ 廃棄物処理施設の設置規制
- ④ 廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤ 廃棄物処理基準の設定

再資源化事業等高度化法

R6.5 公布
R7.2 一部施行

- ① 再資源化の促進（底上げ）
- ② 再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）
 - ・事業形態の高度化
 - ・分離・回収技術の高度化
 - ・再資源化工程の高度化 等

資源有効利用促進法

H13.4 全面改正施行
R7.6 改正法公布(R8.4施行予定)

< 再生利用の推進 >

- ① 再生資源のリサイクル
- ② リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③ 分別回収のための表示
- ④ 副産物の有効利用の促進 等

リサイクル → リデュース
リユース
リサイクル
(1 R) (3 R)

< 素材に着目した包括的な法制度 >

プラスチック資源循環促進法

R4.4 施行

個別物品の特性に応じた規制

食 品
リサイクル法



H13.5
完全施行
H19.6
一部改正

建 設
リサイクル法



H14.5
完全施行

容 器 包 装
リサイクル法



H12.4
完全施行
H18.6
一部改正

家 電
リサイクル法



H13.4
完全施行
H21.4
一部改正

自 動 車
リサイクル法



H17.1
本格施行

小 型 家 電
リサイクル法



H25.4
完全施行

携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機等

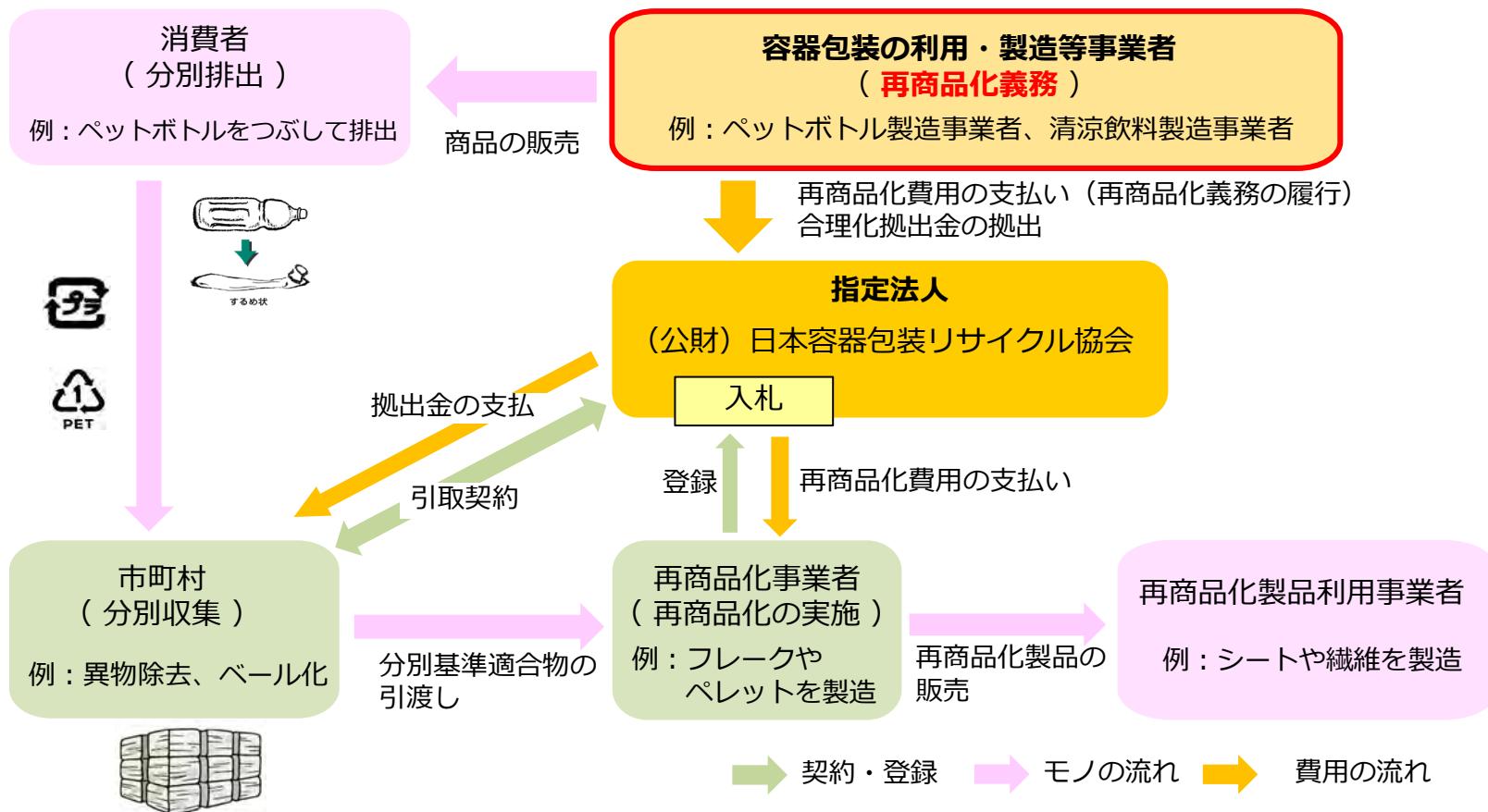
グリーン購入法（国が率先して再生品などの調達を推進）

H13.4 完全施行

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号））の概要

- 容器包装リサイクル法は、再生資源として利用が可能な容器包装について、①市町村による分別収集、②事業者による再商品化を促進することで、一般廃棄物処分場のひっ迫の緩和と資源の有効利用の確保を目的として、平成7年に制定（平成12年完全施行、平成18年一部改正）。
- 法の中で、市町村が全面的に責任を負う従来の考え方を改め、メーカー等に一定の責任を負わせる拡大生産者責任（EPR）を導入し、再商品化の義務を課した。

再商品化に至るモノ、費用の流れ（指定法人ルートの場合）



容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号））の概要



平成7年6月

12月

平成8年6月

平成9年4月

平成12年4月

成立・公布

一部施行
(基本方針、再商品化計画、指定法人関係)

一部施行（分別収集計画関係）

本格施行（再商品化事業開始）

- ・対象品目：ガラスびん、P E Tボトル
- ・義務者：大企業

完全施行

- ・対象品目：紙製容器包装、プラスチック製容器包装を追加
- ・義務者：中小企業を追加（小規模企業は対象から除外）

平成18年6月

12月

平成19年4月

平成20年4月

平成25年9月～

平成28年5月

改正法成立

一部施行
(再商品化義務違反者に対する罰則の強化等)

一部施行（排出抑制に向けた取組の促進
(容器包装多量利用事業者への定期報告の義務化等)）

完全施行

- ・拠出金制度の創設
- ・P E T区分の見直し（みりん風調味料等を追加）

合同会合[※]で制度の評価・検討

合同会合報告書とりまとめ
⇒とりまとめから5年後を目処に、制度の施行状況等を踏まえて、検討及び必要に応じて見直しを行うことされている。（現時点未定）

※ 合同会合：産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合

容器包装リサイクル法における関係省庁の役割

- 容器包装リサイクル法は、複数の省庁で所管。制度全体は、環境省、経産省で所管。
- 容器包装を利用・製造する業種については、業所管省庁が所管。
- 指定法人については、主務省庁（5省庁）で所管。

制度全体を所管

【環境省】 分別収集、リサイクルを含む容器包装廃棄物の観点から所管

【経済産業省】 再商品化事業者及び再商品化製品の利用の観点から所管

業所管

【環境省・経済産業省・農林水産省・財務省・厚生労働省】

所管業種が容器包装を利用及び製造することから、その事業者の義務履行等の観点から所管

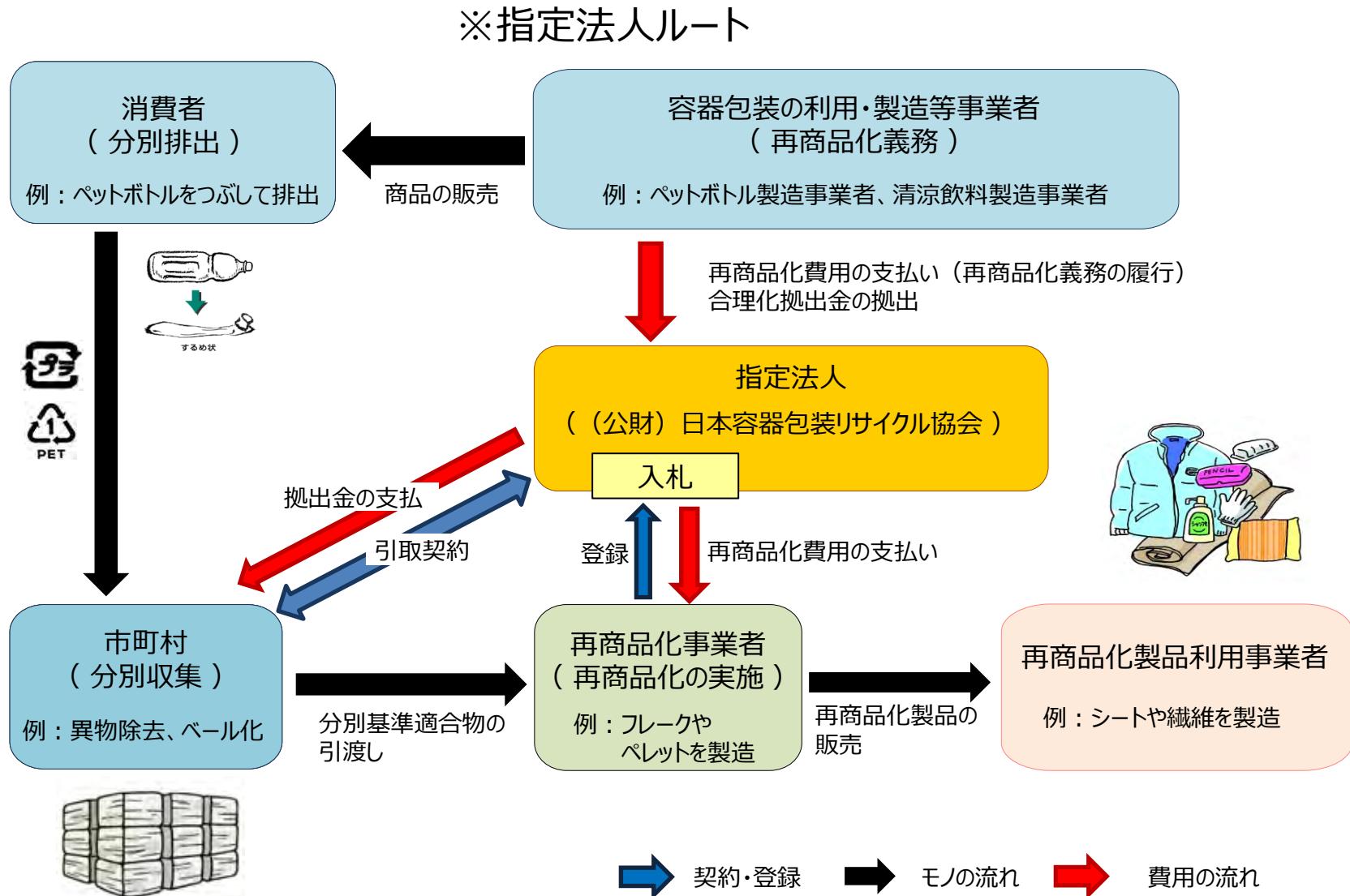
各省の所管業種

- ・農林水産省：飲食料品製造業（酒類を除く）、飲食料品卸売業（酒類を除く）、飲食料品小売業（酒類を除く）、花・植木小売業、飲食店、飼料製造業等
- ・財務省：酒類製造業、たばこ製造業、酒類販売業、たばこ卸売業、酒類小売業等
- ・厚生労働省：医薬品製造業、医薬品卸売業等
- ・環境省：愛がん用動物卸売業、愛がん用動物小売業等
- ・経済産業省：各種商品小売業、他省が所管するものを除く製造業、卸売業、小売業

指定法人

【環境省・経済産業省・農林水産省・財務省・厚生労働省】

容器包装リサイクル制度における各主体の相関図



プラスチック資源循環、海洋プラスチック汚染対策を取り巻く情勢



2018年6月	改正海岸漂着物処理推進法 成立 法の目的に「海洋環境の保全」の観点を追加。漂流ごみ等の円滑な処理の推進、3Rの推進等による海岸漂着物等の発生抑制、マイクロプラスチック対策（事業者による使用抑制・排出抑制努力義務、政府によるマイクロプラスチック抑制のための施策の在り方についての速やかな検討及びその結果に基づき措置を講じる旨等）及び国際的な連携の確保及び国際協力の推進を規定。 海岸漂着物処理推進法に基づく政府の基本方針を2019年5月31日に改定。	
2019年5月	プラスチック資源循環戦略 策定 3R + Renewableの基本原則と、そのために推進すべき重点戦略、 <u>6つの野心的なマイルストーン</u> を目指すべき方向性として掲げた。 具体的には、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、③バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進 等を総合的に推進する。	マイルストーン リデュース <ul style="list-style-type: none">① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 リユース・リサイクル <ul style="list-style-type: none">② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに③ 2030年までに容器包装の6割をリサイクル・リユース④ 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用 再生利用・バイオマスプラスチック <ul style="list-style-type: none">⑤ 2030年までに再生利用を倍増⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
6月	海洋プラスチックごみ対策アクションプラン 策定 海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係府省会議を設置（2019年2月）し、新たな汚染を生み出さない世界を目指し、我が国の具体的、実効的なアクションプランを策定。	
2020年7月	プラスチック製買物袋有料化 （2019年12月に、容器包装リサイクル法に基づく判断基準省令を改正） プラスチック資源循環戦略に記載した取組の第1段として、小売事業を行う際の容器包装の使用の合理化の取組として、「プラスチック製買い物袋」については、有料化が必須となった。 (例外：厚さ50μm以上のもの、海洋生分解性プラ100%のもの、バイオマスプラ配合率25%のもの)	
2022年3月	第5回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）決議 プラスチック汚染対策に関する条約策定のための政府間交渉委員会（INC）を設立し、2024年末までに作業完了を目指すことを決定。	

プラスチック資源循環、海洋プラスチック汚染対策を取り巻く情勢



2022年4月	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 施行 プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進
2023年5月	G7広島サミット 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」も踏まえ、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることへのコミットを確認。
2024年5月	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 成立 (2025年2月施行) 脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。
8月	第5次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定
12月	プラスチック汚染に関する条約 第5回政府間交渉委員会 (INC 5) プラスチック素材の生産、製品の使用、廃プラスチックの廃棄物管理・リサイクル等について議論するも、2024年内の合意には至らず、再開会合において、交渉を継続。
	循環経済への移行加速化パッケージ 閣議決定 循環経済の実現を国家戦略として着実に推し進めるべく、「循環型社会形成推進基本計画」における取組等の関連する取組を政府全体として戦略的・統合的に行うため、循環経済に関する関係閣僚会議を設置（2024年7月）し、循環経済への移行に向け、閣僚会議として取り組むべきことを具体化した政策パッケージを閣議決定。
2025年2月	成長志向型の資源自律経済の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ (経済産業省 資源循環小委員会) 成長志向型の資源自律経済の確立のためには、資源生産性の最大化を目指すことが重要であると位置づけ、製品の付加価値の最大化と、天然資源消費量の最小化に向けた方向性・施策を示した。 (例) 対象製品・業種を特定し、再生材の利用に関する計画の作成及び定期報告の義務化（資源有効利用促進法の改正）

プラスチック製買物袋有料化



- 令和元年12月、プラスチック資源循環戦略に記載した取組として、容器包装リサイクル法の省令を改正し、令和2年7月1日から、プラスチック製買物袋を有料化。

プラスチック製買物袋の有料化に向けた省令改正

- レジ袋など容器包装の使用合理化の取組を定める「容器包装リサイクル法」の省令（※）について、以下のとおり改正を行った。
- 小売事業を行う際には容器包装の使用の合理化に向けた①～⑤の取組のうちいずれかを行うことが義務づけられているところ、今般の改正により、レジ袋（プラスチック製買物袋）については、有料化が必須となった。

（※）改正省令

小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）

【改正前】

<容器包装全般について>

- ①有料化
- ②ポイント還元
- ③マイバッグの提供
- ④声掛けの推進
- ⑤その他の取組



【改正後】

<プラスチック製買物袋について>

有料化が必須

<容器包装全般について>

- ①有料化
- ②ポイント還元
- ③マイバッグの提供
- ④声掛けの推進
- ⑤その他の取組

対象とならない買物袋についても
環境価値に応じた価値付け等を推進

- 厚さが50μm以上の買物袋



- 海洋生分解性プラスチックの配合率100%の買物袋



- バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋



使用される買物袋については、上記のものや紙等の再生可能資源を用いたもの等への転換を推進

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）の概要

- 同法は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進することを目的として制定（令和4年4月1日に施行）。
- プラスチック使用製品の使用的合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等を措置。

個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】(主務大臣：経産、事業所管大臣)

- 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを措置。
 - 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援。

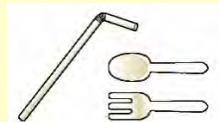


<付け替えボトル>

販売・提供

【使用の合理化】(主務大臣：経産、事業所管大臣)

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定。
 - 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置。



<ワンウェイプラスチックの例>

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

(主務大臣：経産、環境)

- プラスチック資源の分別収集を促進するため容り法ルートを活用した再商品化を可能。



<プラスチック資源の例>

- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能。

【製造・販売事業者等による自主回収】

(主務大臣：経産、環境)

- 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要。



<店頭回収等を促進>

【排出事業者の排出抑制等】

(主務大臣：経産、環境、事業所管大臣)

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定。
 - 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置。

【排出事業者の再資源化計画】

(主務大臣：経産、環境)

- 排出事業者等が再資源化計画を作成。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要。

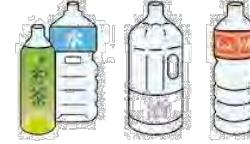
製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じ、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）に移行

食品産業で使われる主なプラスチック製品



- プラスチック製品は、①軽量で破損しにくいこと、②加工や着色が容易であること、③水分や酸素を通しにくく食品を効果的に保護できること等から、食品産業で幅広く活用。
- このうち、容器包装（「●」が付いたもの）の一般廃棄物は、「容器包装リサイクル法」に基づき、市町村が分別回収し、製造・利用事業者が費用を負担した上で、再生処理事業により再生樹脂原料等としてリサイクル。

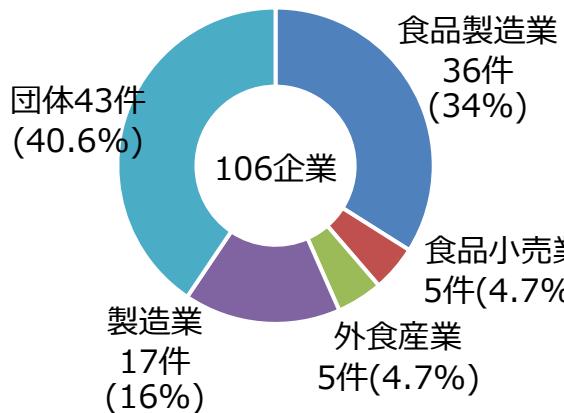
青字はリサイクルが可能であるにも関わらず、廃棄されている可能性が高いもの

	繰り返し使用しない	繰り返し使用
食品製造 (中食を含む)	<ul style="list-style-type: none">● 食品容器包装（屋外で飲食することがあるもの）● 食品容器包装（上記以外）● PETボトル● 緩衝材・結束バンド・手袋等の衛生用品   	<ul style="list-style-type: none">・原料容器包装（ポリタンク）・調理器具・清掃用品・パレット・コンテナ  
流通 (卸・小売)	<ul style="list-style-type: none">● レジ袋● 弁当・総菜容器（屋外で飲食することがあるもの）● ドラム● 発泡スチロール● 緩衝材・結束バンド・カトラリー   	<ul style="list-style-type: none">・パレット・コンテナ・清掃用品  
外食	<ul style="list-style-type: none">・ストロー● カップ・ふた・カトラリー● テイクアウト用容器（袋も含む）・手袋等の衛生用品   	<ul style="list-style-type: none">・配膳用トレイ・食器・調理器具（ボウル等）・清掃用品  

食品産業等におけるプラスチック資源循環に資する自主的な取組の促進 (プラスチック資源循環アクション宣言の募集)

- 農林水産・食品産業の各企業・業界団体に、プラスチックの資源循環に資する自主的取組を促していくことを目的に、「プラスチック資源循環アクション宣言」を募集（H30～）。
- 各企業・団体の自主的なプラスチック資源循環の取組を紹介しています（令和7年3月25日現在、106件の宣言）。

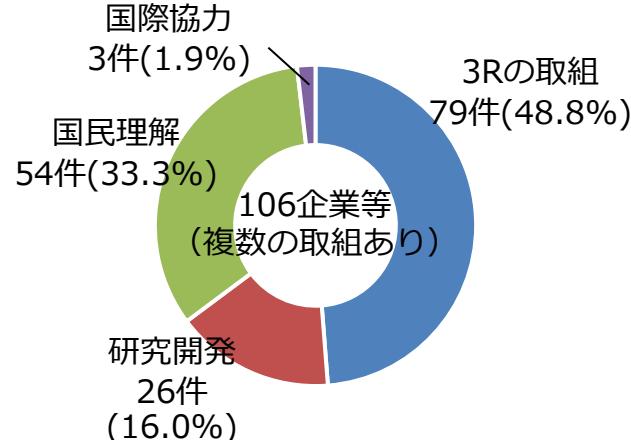
応募企業等の内訳



農林水産省HP

<https://www.maff.go.jp/j/plastic/index.html>

宣言の取組内訳



取 組	事 例
3 Rの取組	<ul style="list-style-type: none">減プラスチック（使用抑制や有料化、代替素材の活用等 ex.レジ袋、ストロー）リサイクル・リユースの促進（リサイクルしやすい素材の利用、再生原料の活用、使用済みプラスチックの店頭回収等）
研究開発	<ul style="list-style-type: none">技術開発・調査への支援・共同開発生分解性プラスチックの利用
国民理解の促進	<ul style="list-style-type: none">消費者との連携（意識啓発イベント、環境美化活動等）
国際協力	<ul style="list-style-type: none">周辺国等への技術協力